

子ども・子育て関連施設(保育園等及び児童クラブ・育成室)で新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保育園等及び児童クラブ・育成室においては国の方針に基づき、感染の予防に留意した上で開所しております。

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大の状況を受け、今後、本市では保育園等及び児童クラブ・育成室の関係者に感染が確認された場合においては、以下の通りの対応をさせていただきます。

入所児童又は職員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合

当該施設は、東京都との協議及び保健所の指導に基づき、臨時休園・休所させていただきます。

入所児童の保護者(同居者含む)が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、又は、入所児童が保健所において濃厚接触者に特定された場合

当該児童は、原則2週間の自宅待機をお願いいたします。

子ども・子育て関連施設の利用者の皆様へのお願い

入所児童やその同居の家族が、以下のいずれかに該当する場合は、「新型コロナ受診相談窓口」(東京都多摩小平保健所:042-450-3111)にご相談ください。

併せて、在籍する保育園等及び児童クラブ・育成室までご連絡ください。

- ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている場合や、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ・すでに感染が判明した人と接触の疑いがある場合
- ・すでに感染が判明した人と同じ施設にいた場合

感染拡大防止のため、みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。